

原発事故前に自主的避難等対象区域（福島市）の実家で里帰り出産をして平成23年3月下旬に関東の自宅に戻った母子2名について、定額賠償金が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及びX2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- ア 生活費の増加費用、移動費用
- イ 精神的損害

2 期間

申立人X1	本件事故発生当初の時期
申立人X2	自 平成23年3月11日
	至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金480,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 生活費の増加費用、移動費用	240,000円
イ 精神的損害	240,000円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1 1アに掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。

平成25年2月11日

(仲介委員 尾野恭史)